

「部落差別解消推進法」に対する声明

2016年12月9日、参議院本会議において、部落差別の解消の推進に関する法律（「部落差別解消推進法」）が可決、成立し、同12月16日施行された。

この法律については、部落問題研究所は、2016年度定時総会（2016年5月29日）において「『部落差別の解消の推進に関する法律案』制定に反対する決議」を採択し、さらに2016年12月16日、「『部落差別解消推進法』成立にあたって（声明）」を理事会として発表、また『人権と部落問題』誌2017年1月号において「部落差別解消推進法の批判」特集をしてきた。

すでに指摘してきたように、部落問題が基本的に解決してきたという状況は、本研究所在が取り組んできた「部落問題解決過程の研究」によっても明らかであるが、そのことに照らしても本法律は、次のような問題点をもつものであり、部落問題解決に逆行するものにほかならず、到底容認できないものである。

第1に、この法律は「部落差別」というものの、その定義は全くされていない。

第2に、「部落差別」の解消のための「施策」を国及び地方公共団体に課し、さらにそのための「部落差別の実態に係る調査」さえ行うとしている。

第3に、立法の前提は、部落差別的行為や不適切な言動の一切を根絶しなければ問題が解決しないというものであって、部落問題が解決した過程にあることを全く見ない発想である。

第4に、旧同和对策事業特別措置法などが時限法であるのに対し、本法律は時限の定めのない法律であり、法的に人々を「部落差別」を受けると「部落差別」する人に分断し、半永久的に継続しようとするものに他ならない。

第5に、そのことから、この法律は、部落問題の解決に逆行する動きに法的根拠を与えることが懸念される。

本総会は、以上の問題点をもつこの法律に反対することを改めて声明する。

部落問題研究所は、法律の適用にあたり、まず問題・混乱の発生が懸念される地方公共団体の動向に注意を払い、部落問題研究所として果たすべき任務を遂行していかなければならないと考える。

2017年3月20日

公益社団法人 部落問題研究所 臨時総会